



# 鳥取県公報

平成 28 年 1 月 19 日 (火)  
第 8 7 6 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (26) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (27) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (28) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (29) (〃) . . . . . 2
	肥料の登録 (30) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	肥料の登録の失効 (31) (〃) . . . . . 3
	国土調査の成果の認証 (32) (農地・水保全課) . . . . . 3
	土地改良区の清算人の退任 (33) (東部農林事務所) . . . . . 3
	県道の区域の変更 (34) (道路企画課) . . . . . 4
	県道の供用の開始 (35) (〃) . . . . . 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (36) (西部総合事務所地域振興局) . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) . . . . . 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林づくり推進課) . . . . . 5
	土地収用法による収用裁決手続の開始 (県土総務課) . . . . . 6
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第26号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社クリエイト	フィットネスデイ こすもす鳥取東	鳥取市大杵208-1	平成28年 1 月18日	通所介護

## 鳥取県告示第27号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社クリエイト	フィットネスデイ こすもす鳥取東	鳥取市大杵208-1	平成28年 1 月18日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第28号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社すずき薬局	アイ・プラス薬局 松並店	鳥取市松並町 一丁目140-3	平成27年12 月25日	平成27年12 月31日	居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第29号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社すずき薬局	アイ・プラス薬局 松並店	鳥取市松並町 一丁目140-3	平成27年12 月25日	平成27年12 月31日	介護予防居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第30号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第 7 条第 1 項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16

条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住 所	登録年月日
鳥取県 第557号	魚節煮かす	カツオ10	窒素全量 10.5	公定規格 のとおり	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋二 丁目16-7	平成27年 8 月31 日

#### 鳥取県告示第31号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条本文の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第16条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住 所	失効年月日
鳥取県 第549号	魚廃物加工 肥料	ソリュブル 吸着肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	有限会社錦海化成 境港市昭和町 7 - 3	平成27年10月24 日

#### 鳥取県告示第32号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の 名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成20年度及び 平成21年度	倉吉市（鴨川町、福守 町、西倉吉町及び丸山 町の各一部）の地籍図 及び地籍簿	鴨川町、福守町、西 倉吉町及び丸山町 の各一部	平成28年 1 月19日
西伯郡大山町	平成26年度及び 平成27年度	大山町（大山の一部） の地籍図及び地籍簿	大山の一部	〃
西伯郡伯耆町	平成24年度から 平成26年度まで	伯耆町（清原の一部 （001・004・005）） の地籍図及び地籍簿	清原の一部（001・ 004・005）	〃

#### 鳥取県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人郡家土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成28年 1 月19日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 藤 裕 利

退任した清算人の氏名及び住所

和 田 哲 也 八頭郡八頭町福地346

桑 村 和 夫 八頭郡八頭町山田22  
 横 野 栄 樹 八頭郡八頭町山上267  
 西 尾 俊 二 八頭郡八頭町篠波388  
 草 刈 武 彦 八頭郡八頭町稲荷52  
 安 部 公 吉 八頭郡八頭町市場169  
 森 岡 範 男 八頭郡八頭町大坪39- 1  
 田 中 正 保 八頭郡八頭町下坂464  
 平成28年1月8日退任

### 鳥取県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年1月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	鳥取市榎原字段上14-1地先から同市榎原字土居417-2地先まで	4.9~13.5	718.0
	変更後	鳥取市榎原字段上14-1地先から同市榎原字土居417-2地先まで	8.8~21.8	717.0
		鳥取市榎原字段上53-1地先から同市榎原字土居下壱75-3地先まで	5.3~13.5	145.0

### 鳥取県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成28年1月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原用瀬線	鳥取市榎原字段上14-1地先から同市榎原字土居417-2地先まで	平成28年1月19日
	鳥取市榎原字段上53-1地先から同市榎原字土居下壱75-3地先まで	〃

### 鳥取県告示第36号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年3月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年1月19日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成28年1月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人淀江作業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
吹野 理恵子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市淀江町淀江499-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年1月19日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 松 本 美 恵 子

- 1 日時 平成28年1月20日（水）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 委員長の選出について
  - (2) その他

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ1753の5、1753の17、1753の19、1753の22、1753の32、大字八橋字箕ヶ平3455の28
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
  - 1 に掲げる土地について、平成27年2月13日付農林水産省告示第318号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所  
日野郡江府町大字大河原字長尾1926の4

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1 に掲げる土地について、平成27年2月24日付農林水産省告示第410号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 江府町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年1月19日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（鳥取西道路・鳥取県鳥取市嶋字土居ノ下地内から同市青谷町青谷字阿がき地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事

3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年1月7日

4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市大樽 字後谷	580-1	原野	山林	3,856	6,188.58	(収用)	別記のとおり	別記のとおり	なし	なし
						643.69				
						3.74				

別記

土地所有者不明 ただし、土地登記記録名義人 持分19分の1（亡）前田 八十吉 法定相続人

上記相続人のうち、判明している者は以下のとおり

宮元 ハナ	鳥取県鳥取市美萩野四丁目510-14	(持分不明)
高畑 節佳	鳥取県鳥取市美萩野三丁目362-1	(持分不明)
高畑 正巳	鳥取県鳥取市美萩野三丁目362-1	(持分不明)
高畑 いずみ	鳥取県鳥取市美萩野三丁目362-1	(持分不明)
渡邊 厚子	鳥取県鳥取市湖山町東五丁目551-2	(持分不明)
和田 留子	鳥取県鳥取市美萩野二丁目228-2	(持分不明)
橋本 信道 成年後見人	(事務所) 鳥取県東伯郡北栄町由良宿493-1	
松本 俊一	(住 所) 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕181-2	(持分不明)
三木 盛恵	鳥取県鳥取市西品治355	(持分不明)
橋本 章	鳥取県鳥取市賀露町南一丁目13-10	(持分不明)

竹間 規	鳥取県鳥取市桜谷582	(持分不明)
岡本 義和	鳥取県鳥取市若葉台南五丁目15-6	(持分不明)
田中 明美	鳥取県鳥取市菖蒲341-1	(持分不明)
岡本 克昭	鳥取県鳥取市若葉台南五丁目15-6	(持分不明)
岡本 淳二	鳥取県鳥取市若葉台南五丁目15-6	(持分不明)
橋本 進	鳥取県鳥取市馬場町38	(持分不明)
前田 祐子	鳥取県鳥取市高住127-2	(持分不明)
鳥居 真澄	愛知県岡崎市久後崎町字郷西9-3	(持分不明)
村松 郁	愛知県岡崎市竜美新町19-1	(持分不明)
西垣 伸	鳥取県鳥取市国府町序198	(持分不明)
加藤 節子	鳥取県八頭郡八頭町大坪281	(持分不明)
竹本 菊野	鳥取県鳥取市北園一丁目229	(持分不明)
並川 明美	鳥取県鳥取市祢宜谷107-3	(持分不明)
伊藤 千鶴	京都府京都市北区大将軍東鷹司町183-1	(持分不明)
横山 道夫	鳥取県鳥取市雲山225-15	(持分不明)
横山 義文	大阪府吹田市川園町61-12	(持分不明)
勢川 君代	鳥取県鳥取市吉成南町一丁目30-4	(持分不明)
福谷 孝志	鳥取県鳥取市国府町美敷505-2	(持分不明)
土地所有者不明 ただし、土地登記記録名義人 持分19分の1 (亡) 野嶋 うた 法定相続人		
上記相続人のうち、判明している者は以下のとおり		
野嶋 由夫	北海道札幌市西区八軒一条東二丁目2-33	(持分不明)
野嶋 澄子	北海道北見市三楽町13	(持分不明)
野嶋 壽之	北海道北見市三楽町13-3	(持分不明)
野嶋 裕司	北海道北見市高栄東町三丁目29-22	(持分不明)
野嶋 敦史	大阪府高槻市芥川町四丁目14-19	(持分不明)
矢野 恵美子	北海道岩見沢市北三条西十七丁目3-5	(持分不明)
中村 晴男	愛知県小牧市大字岩崎1153-1	(持分不明)
矢録 陽子	北海道北見市高栄東町三丁目3-4	(持分不明)
野嶋 大敬	北海道北見市美芳町六丁目2-23	(持分不明)
岩渕 和子	北海道札幌市白石区北郷四条八丁目3-27	(持分不明)
小林 友美子	東京都目黒区目黒本町二丁目11-6	(持分不明)
齋藤 法子	大阪府大阪市住吉区苅田九丁目13-5	(持分不明)
山崎 三子	千葉県浦安市日の出一丁目4	(持分不明)
佐藤 かつよ	埼玉県草加市新栄四丁目1000	(持分不明)
横尾 庸子	東京都江戸川区南葛西三丁目15-22	(持分不明)
佐藤 博宣	埼玉県草加市新栄四丁目1000	(持分不明)
佐藤 榮	大阪府大阪市住之江区南港中三丁目3-31	(持分不明)
佐藤 修司	大阪府大阪市住之江区南港中五丁目3-45	(持分不明)
佐藤 千恵	大阪府大阪市住之江区南港中三丁目3-31	(持分不明)
清水 佐知子	神奈川県綾瀬市寺尾本町二丁目3-205	(持分不明)
桂田 恵美子	滋賀県大津市里七丁目14-12	(持分不明)
三重野 博子	京都府京都市北区紫竹桃ノ本町9	(持分不明)
磯江 健二	鳥取県倉吉市大谷茶屋883-220	(持分不明)
足立 節子	鳥取県鳥取市秋里938-43	(持分不明)
足立 佳茂	鳥取県鳥取市秋里938-43	(持分不明)

足立 光邦	東京都世田谷区中町四丁目14-17	(持分不明)
西澤 弘美	京都府京都市左京区岩倉南平岡町21	(持分不明)
長畑 貴栄	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富3186-2	(持分不明)
竹下 幸助	鳥取県鳥取市浜坂五丁目9-15	(持分不明)
高橋 香代子	茨城県守谷市松ヶ丘二丁目15-8	(持分不明)
竹下 大輔	鳥取県鳥取市気高町下坂本1023-74	(持分不明)
竹下 由華梨	神奈川県川崎市宮前区宮崎二丁目8-15	(持分不明)
中筋 洋子	大阪府大阪市住之江区南港中四丁目7-22	(持分不明)
野嶋 多瑠俊	山口県光市上島田七丁目8-8	(持分不明)
前田 真紀	鳥取県鳥取市寿町700-5	(持分不明)
野嶋 英之	鳥取県鳥取市吉成一丁目8-5	(持分不明)
野嶋 壽子	鳥取県鳥取市吉成223-3	(持分不明)
貞利 満恵	和歌山県和歌山市木ノ本176-4	(持分不明)
橋本 正夫	鳥取県鳥取市立川町四丁目60	(持分不明)
橋本 和夫	鳥取県鳥取市立川町四丁目38	(持分不明)
橋本 進	大阪府大阪市阿倍野区桃ヶ池町一丁目13-10	(持分不明)
高橋 雅子	東京都渋谷区松濤二丁目8-10	(持分不明)
山根 暁視	鳥取県鳥取市大覚寺150-52	(持分不明)
土地登記記録名義人	持分1900分の1530 鳥取県	
土地登記記録名義人	持分1900分の170 国土交通省	

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公告する。

平成28年1月19日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

#### 1 日時及び場所等

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成28年2月18日(木)及び同月19日(金)の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部	道路の交通に関する法令の知識その他 放置車両の確認及び標章の取付けを適正 に行うため必要な技能及び知識
修了考査	平成28年2月26日(金)午前9時30分から午後0時30分まで	〃	講習内容の理解を確認するための筆記 試験(正誤式50問)

#### 2 持参する物

印鑑(修了考査日のみ)、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

#### 3 受講申込手続

##### (1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>)から入手することができる。

##### (2) 受講申込書の提出等

##### ア 提出先

鳥取県内の各警察署

##### イ 提出方法

受講申込者が受講申込書(裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付するものとする。)を持参



すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は20,000円とし、その金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成28年1月20日(水)から同年2月9日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員(20人)に達したときは、受講の申込みの受付を締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110 (代)

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月19日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 田 中 正 士

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等賃貸借一式                |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成27年11月24日                                  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社ソルコム鳥取支店<br>鳥取市岩吉166-2                   |
| 5 契約金額             | 47,520,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)                |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立倉吉農業高等学校<br>倉吉市大谷166                     |